

ひとり親家庭に対する支援・制度を紹介します

帯広市では、ひとり親家庭に対し、自立を支援する事業を次のとおり実施しています。給付やサービスをご希望の方は、事前にこども課までご相談ください。

1 母子・父子自立支援員、就業支援専門員による相談窓口

母子・父子自立支援員と就業支援専門員が相談をお受けします。
事前に電話で予約してお越しください。

相談窓口 …… こども課（場所：市庁舎3階、電話：0155-65-4160）
受付時間 …… 平日（年末年始・祝日を除く）9時15分～17時30分

2 自立支援教育訓練給付金事業

詳細は、2ページをご覧ください。

3 高等職業訓練促進給付金等事業

詳細は、3ページ、4ページ上段をご覧ください。

4 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

詳細は、4ページ下段、5ページ上段をご覧ください。

5 ひとり親家庭等日常生活支援事業

詳細は、5ページをご覧ください。

6 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金制度

詳細は、6ページをご覧ください。



お問い合わせ先

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市市民福祉部こども課手当医療給付係
TEL 0155-65-4160 FAX 0155-23-0155
E-mail one_step@city.obihiro.hokkaido.jp

2 自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の親が、適職に就くために必要な教育訓練として指定講座を受講した場合、受講費用の一部の支給が受けられます。

※支給要件や申請時に必要な書類がありますので、受講申込み前に相談してください。

【支給要件】 次の要件の全てを満たす人で、受講申込み前に母子・父子自立支援員か就業支援専門員と相談していること

- ①市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であること
- ②児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある者であること
- ③就業経験、技能、資格の取得状況、労働市場の状況等から判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる者であること
- ④この給付金の支給を受けたことがない者であること

【対象講座】 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による次の指定教育訓練講座

- ・一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座（※例：介護職員初任者研修、医療事務など）
- ・特定一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座（専門資格の取得を目的とする講座）
- ・専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座（専門資格の取得を目的とする講座）

【支給額】 次のA、Bの支給資格者の区分によります

A：受講開始日現在で、一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない人

受講のために本人が支払った費用の60%。ただし、一般教育訓練給付金か特定一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講の場合は、上限20万円とし、1万2千円を超えない場合は支給対象外。また、専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講の場合は、修学年数に40万円を乗じて得た額（160万円を超えるときは、160万円）を上限とし、1万2千円を超えない場合は支給対象外。

B：受講開始日現在で、一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる人

上記Aの額から、支給を受けた一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の額を差し引いた額（その額が1万2千円を超えない場合は支給対象外）。

【手続き】 受講申込み前の相談後、教育訓練講座指定の申請をし、受講修了日から30日以内（※専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる場合は、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から30日以内）に給付金の支給申請を行います。

3 高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の親が養成機関で修業する場合に、職業訓練給付金を支給し、生活の負担の軽減を図り、専門的な資格取得を容易にすることを目的としています。
※入学を検討している方は試験を受ける前に相談してください。

【対象者】職業訓練給付金にあつては養成機関において修業を開始した日以後において、修了支援給付金にあつては養成機関における修業を開始した日およびカリキュラムを修了した日において、次の要件の全てを満たす人で、受験前に母子・父子自立支援員または就業支援専門員と相談していること

- ①市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であること
- ②児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること
- ③養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
- ④就業又は育児と修業の両立が困難であると認められること
- ⑤この給付金の支給を受けたことがない者であること

※ただし、求職者支援制度における職業訓練受講給付金や雇用保険法（昭和49年法律第116号）第24条に定める訓練延長給付等、職業訓練給付金と趣旨を同じくする給付を受けている場合は、職業訓練給付金の対象となりません。

【対象資格】

資格	修業年限	十勝管内養成機関
看護師	3年	帯広大谷短期大学・帯広高等看護学院 北海道社会事業協会帯広看護専門学校・帯広市医師会看護専門学校
歯科衛生士	3年	帯広コア専門学校
介護福祉士	2年	帯広大谷短期大学・帯広コア専門学校
保育士	2年	帯広大谷短期大学
調理師	1年	帯広調理師専門学校
その他	対象資格についてはお問い合わせください	

【支給期間等】

給付金の種類	支給期間
職業訓練給付金	修業期間（毎月） ※資格に応じた、通常のカリキュラム期間
修了支援給付金	修了時（1回のみ）

【支給額】

- ①職業訓練給付金 市町村民税非課税者は月額10万円、課税者は7万5千円
※ただし、養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、市町村民税非課税者は月額14万円、課税者は月額11万5千円となります
- ②修了支援給付金 市町村民税非課税者は5万円、課税者は2万5千円

【手続き】事前相談をしたひとり親家庭の親は、養成機関への入学決定後、こども課で諸手続きの準備をします。

【貸付】本市の高等職業訓練促進給付金等事業を利用されている方

入学準備金（上限50万円）・就職準備金（上限20万円）の貸付事業（ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業）を利用できる場合があります。
貸付事業の詳細については、事業の実施主体である社会福祉法人北海道母子寡婦福祉連合会（貸付専用ダイヤル：0800-800-3883）にお問合せください。

4 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親またはその児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、民間事業者などが実施する対象講座を受講した場合、受講費用の一部の支給が受けられます。

※対象講座の指定申請が必要となりますので受講前に事前に相談してください。

【対象者】市内に住所があるひとり親家庭の親またはその児童で、次の要件の全てを満たす人

- ①ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること
- ②高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くために必要と認められること
- ③この給付金の支給を受けたことがない者であること

【対象講座】高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）

【支給額】 A：通信制 B：通学又は通学及び通信併用

- A：①受講開始時給付金 … 受講費用の4割（上限10万円）
②受講修了時給付金 … 受講費用の1割（①と合わせて上限12万5千円）
③合格時給付金 … 受講費用の1割（①②と合わせて上限15万円）
- B：①受講開始時給付金 … 受講費用の4割（上限20万円）
②受講修了時給付金 … 受講費用の1割（①と合わせて上限25万円）
③合格時給付金 … 受講費用の1割（①②と合わせて上限30万円）
- ※③は受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給



【手続】受講前に事前相談が必要です。（対象講座の指定申請が必要となります）

給付金の支給は、受講開始時給付金は受講開始後に、受講終了時給付金は受講終了後に、合格時給付金は合格後に給付となります。（別途支給申請書の提出が必要となります）

5 ひとり親家庭等日常生活支援事業

一時的に生活や子育ての支援が必要な場合などに、家庭生活支援員（ヘルパー）をひとり親家庭等に派遣します。

（ただし、乳幼児の保育についてはヘルパー居宅となります）

※事前に登録申請が必要になりますので、こども課にお問い合わせください。

【対象家庭】

（１）一時的に生活支援が必要な家庭

- ①自立促進に必要な理由 …… 技能習得のための通学、就職活動など
- ②社会通念上必要と認められる理由 …… 疾病・出産・看護・事故・災害・冠婚葬祭・失踪・転勤・出張・学校等の公的行事の参加など

（２）生活環境等の激変により、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている家庭

（３）定期的に生活援助、保育サービスが必要な家庭

※乳幼児または小学校に就学する児童を養育している母子家庭または父子家庭で、就業上の理由により帰宅時刻が遅くなる等の場合。（所定内労働時間の就業を除く）

【支援の内容と利用時間および利用料金（１時間あたり）】

（１）乳幼児（小学３年生まで）の保育及び生活指導

- 利用時間：６時～２２時
- 利用料金：生活保護・市町村民税非課税世帯・市民税全部減免世帯は０円、児童扶養手当支給水準の世帯７０円、それ以外１５０円

（２）食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話など

- 利用時間：８時～１８時
- 利用料金：生活保護・市町村民税非課税世帯・市民税全部減免世帯は０円、児童扶養手当支給水準の世帯１５０円、それ以外３００円

※１回の事由につき原則１０日以内利用できます。

6 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金制度

経済的な自立や児童の就学（高校・専門学校・短大・大学等進学）などで資金の貸付が必要になったとき、母子家庭の母、父子家庭の父または子等に対して貸付が受けられる北海道の貸付金です。

ただし、利用するには様々な条件や、面談、必要書類などがあり、貸付申請から決定するまでにかかる日数など、詳しくは十勝総合振興局社会福祉課子ども子育て支援係（電話：0155-27-8704）にご相談ください。